

## 湘中央学園浦添看護学校 障害学生支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令に定めに基づき、湘中央学園浦添看護学校（以下、本校とする）における障害学生支援に関する基本方針に即して障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- 1) 「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または、社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。
- 2) 「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有し、又は行使することを確保するために必要かつ適切な変更及び調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、「個別に必要とされるもの」であり、かつ、本校が体制面、財政面において均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。
- 3) 合理的配慮の範囲は、「授業、演習、実習、試験、課外授業」など修学に関する事項とする。

### (校長の責務)

第3条 校長は、障害のある学生に対し不当な差別的な取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

### (教職員の責務)

第4条 教職員は、障害学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

### (支援の申請)

第5条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。なお、本人による申請が困難な場合には、その家族が申請することができる。

2 入学試験時の障害・疾病・怪我などによる配慮の申請は、事務部入試担当に申し出る。

第6条 支援の申請にあたっては、学生の教育的ニーズと意思について教務部長が十分に聴取を行い、申請書は校長が受理する。

### (支援計画の策定)

第7条 学生の支援の申出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上、教務調整会で個別の支援計画を検討し、教務会議で決定する。

### (合意の形成)

第8条 教務調整会議は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。また、支援計画は当該学生の合意を得て決定する。

2 合理的配慮は、教育理念や評価基準を変えることや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことの求めに応じるものではないこととの理解を得る。

### (支援の実施)

第9条 具体的支援は、障害のある学生に関わる教職員が個別の支援計画に沿って実施する。

2 学校は、具体的支援の実施にあたり、必要に応じて関係者間の調整連絡、学外機関との調整等を行う。

3 教務調整会は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害学生及び教員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援の評価)

第 10 条 支援の内容については、少なくとも年 1 から 2 回程度、学生との面談を行い必要に応じて見直しを行う。

(支援に係る事務)

第 11 条 具体的支援に係る事務処理は教務事務が行う。

(秘密保持義務)

第 12 条 障害支援に従事する者、または具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、校長及び教務調整会が定めることができる。教務会議で協議し、運営会議にて決定する。

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。